

【④保育を必要とする事由に関する質問】

Q1.出産をしますが、上の子を預けることはできますか？

妊娠・出産を理由に保育所に申し込むことも可能です。利用可能期間は出産予定日の6週間前の属する月初め（多胎の場合14週間前）から産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日です。
6/1出産（予定）日の場合：4/1～7/31までが入所可能日になります。

Q2.育休中ですが保育所申し込みは可能ですか？

育休中でも職場復帰前提であれば申し込みは可能です。保育所入所月の翌月1日までには復帰が必要となります。（※認可外保育施設に通っている在園児は育休要件で申し込みが可能です。その場合在園証明書の提出が必要となっております。）

Q3.現在保育所に子どもを預けていますが、来月出産し育休を取ることにになりました。保育所はそのまま通うことができますか？

現在入所中の児童であれば育児休業取得後も引き続き通うことができます。

Q4.求職中でも利用申し込みはできますか。

「求職活動」も保育を必要とする事由として利用の申し込みができますが、就労に比べ指数（点数）が低くなります。入所決定後、3ヵ月以内に就労されない場合は、支給認定期間日をもって退所となります。

Q5.保育を必要とする事由や認定内容に変更があった場合は手続きが必要ですか。

手続きが必要です。変更内容によって必要書類の提出有無や利用期間、保育料等に影響ある場合もありますので、変更を予定される場合、変更となった場合は速やかに保育こども園課にて支給認定の変更手続きを行ってください。

Q6.保育短時間の認定を受けていますが、勤務要件が変わった場合標準時間認定を受けることはできますか。

支給認定の変更手続きをしていただく必要があり、月の勤務時間120時間以上の場合は、標準時間認定を受けることができます。※申請のあった翌月からの変更となります。